



うちなー健康経営宣言

第 1865 号

令和 6 年 10 月 1 日 登録

令和 年 月 日 更新

代表者メッセージ

1. 労働安全衛生法や高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、年1回以上、該当する従業員 全てに健康診断を受診させる。 2. 健康診断の結果、健康保持に努める必要がある従業員に対し、保健指導又は特定保健指導を受けさせる。 3. 健康診断の結果、有所見となった従業員の必要な措置について、医師の意見を聴いた上で、就業上の必要な措置を行う。 4. 特定保健指導（カウンセリング） 5. ストレスチェック検診の推進 6. 禁煙推進 7. 健康意識調査（社内アンケート） 8. 積極的なリフレッシュ休暇の取得推進（連続5日以上休暇取得義務化）

取組事項

1. 労働安全衛生法や高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、年1回以上、該当する従業員全てに健康診断を受診させる。(100%)
2. 健康診断の結果、健康保持に努める必要がある従業員に対し、保健指導又は特定保健指導を受けさせるように努める。(目標100%)
3. 健診の結果、有所見者となった従業員の必要な措置について、医師の意見を聴いた上で、就業上の必要な措置を行う。
4. 健康診断結果において、再検査や治療を要請されたら、必ず受診させ、その報告を提出させることについて、就業規則に盛り込む。
5. 従業員の家族の健診受診を奨励する
6. 健康増進に関する数値目標を設定する
<数値目標：BMI値25以下の従業員の割合を8割以上とする>
7. 従業員に対して健康意識を向上させる取組みを行う
8. 食生活の改善に取り組む
9. 運動機会の増進に取り組む
10. 適正飲酒対策に取り組む
11. 血圧管理に取り組む
12. 感染症予防に取り組む
13. 時間外勤務の縮減や有給休暇取得を促進する
14. メンタルヘルス対策に取り組む
15. 治療と仕事の両立支援に取り組む